



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 サンリン株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 柳澤 勝久  
 ( J A S D A Q ・ コード 7486 )  
 問合せ先  
 役職・氏名 常務取締役管理本部長 大槻 清人  
 電話 0263-97-3030

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 81 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 29 条（取締役の責任免除）及び定款第 38 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、定款第 29 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 (新設)	第 4 章 取締役及び取締役会 ( <u>取締役の責任免除</u> ) 第 29 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 第 29 条～第 36 条 (条文省略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 第 30 条～第 37 条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p style="text-align: center;">第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 39 条～第 42 条 (現行どおり)</p>

3. 日 程

取締役会決議 平成 27 年 5 月 8 日  
株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日

以上